

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

※ この要件は令和6年4月1日現在のものであります。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

1 施設等区分(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

区 分	基 準
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)(1日につき)	(Ⅰ)従来型個室 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が、ユニットに属さない居室(定員が1人のものに限る。)(以下「従来型個室」という。)の入所者に対して行われるものであること。
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)(1日につき)	(多床室) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が、ユニットに属さない居室(定員が2人以上のものに限る。)(以下「多床室」という。)の入所者に対して行われるものであること。
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)(1日につき)	(Ⅰ)ユニット型個室 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が、ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第160条第1項第一号イ(3)(ⅰ)(指定地域密着型サービス基準附則第11条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)(以下「ユニット型個室」という。)の入居者に対して行われるものであること。
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)(1日につき)	(Ⅱ)ユニット型個室 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が、ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第160条第1項第一号イ(3)(ⅱ)を満たすものに限るものとし、同(ⅰ)(指定地域密着型サービス基準附則第11条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)(以下「ユニット型準個室」という。)の入居者に対して行われるものであること。
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)(1日につき)	(Ⅰ)従来型個室 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が、ユニットに属さない居室(定員が1人のものに限る。)(以下「従来型個室」という。)の入所者に対して行われるものであること。 ※経過的地とは、平成18年3月31日以前に指定介護老人福祉施設の指定を受けた定員26名以上29名以下の施設であって、地域密着型介護老人福祉施設とみなされたものをいう。
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)(1日につき)	(多床室) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が、ユニットに属さない居室(定員が2人以上のものに限る。)(以下「多床室」という。)の入所者に対して行われるものであること。 ※経過的地とは、平成18年3月31日以前に指定介護老人福祉施設の指定を受けた定員26名以上29名以下の施設であって、地域密着型介護老人福祉施設とみなされたものをいう。
ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)(1日につき)	(Ⅰ)ユニット型個室 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が、ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第160条第1項第一号イ(3)(ⅰ)(指定地域密着型サービス基準附則第11条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)(以下「ユニット型個室」という。)の入居者に対して行われるものであること。 ※ユニット型経過的地とは、平成18年3月31日以前に指定介護老人福祉施設の指定を受けた定員26名以上29名以下の施設であって、地域密着型介護老人福祉施設とみなされたものをいう。
ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)(1日につき)	(Ⅱ)ユニット型個室 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が、ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第160条第1項第一号イ(3)(ⅱ)を満たすものに限るものとし、同(ⅰ)(指定地域密着型サービス基準附則第11条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)(以下「ユニット型準個室」という。)の入居者に対して行われるものであること。 ※ユニット型経過的地とは、平成18年3月31日以前に指定介護老人福祉施設の指定を受けた定員26名以上29名以下の施設であって、地域密着型介護老人福祉施設とみなされたものをいう。

2. 加 算 ・ 減 算

項 目	必 要 書 類
安全管理体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。
栄養ケアマネジメント実施の有無	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※「なし」の場合は届出が必要です。「なし」から「あり」になった場合も届出が必要です。
日常生活継続支援加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙 37)
テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙 37-2) ⑤導入機器の内容が分かる資料 ⑥「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」の議事概要
夜間勤務条件基準	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表 ※減算あり→なしの場合のみ
ユニットケア体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④ユニットリーダー研修終了証の写し ⑤平面図 ⑥居室面積一覧表(参考様式4) ※⑥において、図面上で確認しづらい場合は、写真を添付してください。
看護体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④看護体制加算に係る届出書(別紙 25-2) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・看護職員分で作成) ⑥看護師・准看護師(Ⅱの場合)免許(写)(未提出分)
夜勤職員配置加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ④1日平均の夜勤勤務職員数の積算根拠(夜勤時間帯に勤務する職員及び夜勤時間帯の勤務時間だけを勤務表に記入し、4週間の夜勤の延時間を算出する) ※④には当該施設の夜勤時間帯を明記すること。(算定月) ⑤資格者証(写)(未提出分) ⑥特定登録証等の写し(加算ⅢもしくはⅣを算定する場合のみ)
テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙 27) ⑤導入機器の内容が分かる資料 ⑥「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」の議事概要

準ユニットケア体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ④ユニットリーダー研修修了証(写) ⑤資格者証(写)(未提出分) ⑥平面図・写真 ⑦居室面積一覧表(参考様式4)
生活機能向上連携加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④外部の訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携関係が分かる書類の写し
個別機能訓練体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・機能訓練指導員分で作成) ④機能訓練指導員資格証(写)(未提出分) ※加算(Ⅱ)を算定する場合は「LIFE への登録」を「あり」としてください。 ※加算(Ⅲ)は(Ⅱ)に加えて口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算の算定が必要です
ADL維持等加算(申出)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※「LIFE への登録」を「あり」としてください。
若年性認知症利用者受入加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
常勤専従医師配置	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・医師分で作成) ⑤医師免許(写)(未提出分)
精神科医師定期的療養指導	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・医師分で作成) ④医師免許(写)(未提出分) ⑤精神科を担当することが確認できる書類(精神保健指定医の指定証、履歴書等)
障害者生活支援体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤各障害に対応できる専門性が確認できるもの(資格証の写し等)
栄養マネジメント強化加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・管理栄養士分で作成) ⑤栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙 38) ⑥管理栄養士の免許証(写)(未提出分)
療養食加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・(管理)栄養士分で作成) ⑤(管理)栄養士の免許証(写)(未提出分)
配置医師緊急時対応加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書

	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④配置医師緊急時対応加算に係る届出書(別紙 39) ⑤医師免許(写)
看取り介護体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④看取り介護体制に係る届出書(別紙 34) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・看護職員分で作成) ⑥看護師の免許証(写)(未提出分) ⑦配置医師緊急時対応加算に係る届出書(別紙 39)加算Ⅱを算定する場合のみ
在宅・入所相互利用体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④平面図(利用する個室の確認)
小規模拠点集合体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
認知症専門ケア加算	※認知症専門ケア加算を算定している場合、認知症チームケア推進加算は算定できません。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙 12-2) ⑤認知症介護実践研修(実践リーダー研修)修了証(写)加算Ⅰの場合 ⑥認知症介護指導者養成研修修了証(写)加算Ⅱの場合
認知症専門チームケア推進加算	※認知症チームケア推進加算を算定している場合、認知症専門ケア加算は算定できません。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④認知症チームケア推進加算に係る届出書(別紙 40) ⑤認知症チームケア研修修了証(写) ⑥認知症介護実践研修(実践リーダー研修)修了証(写)加算Ⅰの場合 ⑥認知症介護指導者養成研修修了証(写)加算Ⅱの場合
褥瘡マネジメント加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙 41) ※「LIFE への登録」を「あり」としてください。
排せつ支援加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※「LIFE への登録」を「あり」としてください。
自立支援促進加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※「LIFE への登録」を「あり」としてください。
科学的介護推進体制加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※「LIFE への登録」を「あり」としてください。

安全対策体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④安全対策担当者が受講した「安全対策に係る外部における研修」の終了証(写) ※関係団体(公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本慢性期医療協議会等)等が開催する研修を想定している。
サービス提供体制強化加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙14-4) ⑤有資格者等の割合の参考計画書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等 ⑥誓約書(加算用)
介護職員処遇改善加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員処遇改善加算届出書一式
テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)を適用する場合	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書 ⑤導入機器の内容が分かる資料 ⑥「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」の議事概要 ⑦資格者証の写し(看護職員)
身体的拘束廃止取組の有無	☆減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
高齢者虐待防止措置実施の有無	☆減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
業務継続計画策定の有無	☆減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
職員の欠員による減算の状況(看護職員・介護職員・介護支援専門員)	☆減算の要件を満たす場合は届出が必要です。欠員が解消となった場合も届出が必要です。 ① 連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 【欠員が解消した場合は下記も必要】 ④勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに欠員が解消した月の実績・従業者全員分で作成) ⑤資格者証の写し(未提出分・介護職員を除く)
高齢者施設等感染対策向上加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35)

生産性向上推進体制加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28)
-------------	--